

上郡町ホームページ有料広告掲載取扱要領

要領第3号

平成23年12月7日

改正 平成25年2月 日要領第 号

(趣旨)

第1条 この要領は、上郡町有料広告掲載取扱いに関する要綱第6条に規定に基づき、上郡町（以下「町」という。）がインターネット上に公開している公開ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載位置及び掲載数)

第2条 広告掲載位置は、町長が指定する位置とする。ただし、町ホームページの改編等に伴い、掲載位置を変更することがある。

2 広告の掲載数は、町長が定める。

(掲載する広告の規格等)

第3条 広告の規格は、1枠は、次のとおりとする。

(1)サイズ 縦60ピクセル 横150ピクセル

(2)データ形式 GIF形式

(3)データ容量 10キロバイト以内

(広告掲載料)

第4条 広告の掲載料金は、別表1のとおりとする。

(申込み方法等)

第5条 申込者は、上郡町ホームページ有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案を添えて、掲載しようとする日の属する月の初日の40日前までに町長に申込むものとする。

(広告掲載の期間)

第6条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は最長12月とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 広告掲載期間内に町の都合でホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、この閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数切り捨てる）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告内容等)

第7条 広告の内容及びデザイン等は、上郡町ホームページのイメージを損なうことがないよう、申込者と協議の上掲載するものとする。

- 2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は、申込者において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は申込者の負担とする。
- 3 町長は、リンク先のホームページの内容等が当基準及び法令等に抵触、若しくはそのおそれがあるとき、申込者に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、交付の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、交付の日以降の広告について適用し、交付の日以前の広告については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年2月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、施行の日以降の広告について適用し、施行の日以前からの広告については、なお従前の例による。

(別表1)

掲載料金			
掲載期間	1ヵ月分	半年分	1年分
金額	5,000円	28,000円	55,000円

上郡町ホームページ有料広告掲載申込書

平成 年 月 日

上郡町長 あて

申込者 住所(事業所在地) _____

名称(会社名等) _____

代表者氏名 _____ 印

電話番号 _____

FAX番号 _____

次のとおり町ホームページに広告を掲載したいので、上郡町広報かみごおり有料広告掲載取扱要領第5条の規定に基づき、原稿を添えて下記のとおり申し込みします。

記

1 リンク先	http://
2 掲載希望月(期間)	平成 年 月から カ月
3 原稿	<input type="checkbox"/> 別添データのとおり <input type="checkbox"/> 未作成の場合は、掲載内容又は広告デザイン案
4 担当部署・氏名	
5 連絡先	TEL : E-mail :
6 承諾事項	<p>① 申込みにあたっては、上郡町有料広告掲載の取扱いに関する要綱、上郡町有料広告掲載の取扱いに関する要綱運用基準及び上郡町ホームページ有料広告取扱要領の規定を遵守します。</p> <p>② 広告の掲載位置については、担当課の決定に従います。</p> <p>③ 広告に関する一切の責任及び費用は、申込者が負うものとします。</p> <p>④ 広告掲載料は、町が指定する期日までに全額納入します。</p>